

健発第0512004号

平成20年 5月12日

各  
〔都道府県知事〕  
〔政令市市長〕 殿  
〔特別区区長〕

厚生労働省健康局長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法  
の一部を改正する法律等の施行について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律（平成20年法律第30号。以下「改正法」という。）が本年5月2日に公布され、本日施行されたところである。

また、改正法の施行等のため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成20年政令第175号。以下「整備政令」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び検疫法の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成20年厚生労働省令第106号。以下「整備省令」という。）が同じく本年5月2日に公布され、本日施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は、下記のとおりであるので、内容を十分御了知の上、関係機関等への周知を図るとともに、その実施に遺憾なきを期されたい。

なお、本通知においては、改正法による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）及び検疫法（昭和26年法律第201号）をそれぞれ「法」及び「検疫法」と、整備政令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）及び検疫法施行令（昭和26年政令第377号）をそれぞれ「令」及び「検疫施行令」と、整備等省令による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）及び検疫法施行規則（昭和26年厚生省令第53号）をそれぞれ「規則」及び「検疫規則」と略称する。

## 記

### 第一 改正の趣旨

新型インフルエンザの発生及びそのまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えることが懸念される状況にかんがみ、鳥インフルエンザ（H5N1）を二類感染症に追加するとともに、新型インフルエンザ等感染症が発生した場合にそのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症を入院、検疫等の措置の対象となる感染症とするほか、新型インフルエンザにかかっている疑いのある者について感染防止のための施策を講ずる等所要の規定を早期に整備すること。

### 第二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正

#### 1 定義

##### (1) 感染症の類型

イ 感染症の類型に、「新型インフルエンザ等感染症」を追加すること。（法第6条第1項関係）

ロ 二類感染症に鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型がH5N1であるものに限る。本通知において「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）を追加すること。（法第6条第3項第5号関係）

ハ 四類感染症である鳥インフルエンザから鳥インフルエンザ（H5N1）を除くとともに、五類感染症であるインフルエンザから鳥インフルエンザのほか、新型インフルエンザ等感染症を除くこと。（法第6条第5項第7号及び第6項第1号関係）

ニ 「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染症をいうこと。（法第6条第7項関係）

① 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。）

② 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであってその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであって、一般に現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延に

より国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

ホ 指定感染症の対象となる疾病から新型インフルエンザ等感染症を除外すること。(法第6条第8項関係)

ヘ 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関及び第二種感染症指定医療機関の入院対象に新型インフルエンザ等感染症の患者を追加すること。(法第6条第13項から第15項まで関係)

ト 四種病原体等に新型インフルエンザ等感染症の病原体を追加すること。(法第6条第23項関係)

(2) 指定感染症に対するこの法律の準用

指定感染症に準用することができる規定に新型インフルエンザ等感染症に関する規定を追加すること。(第7条関係)

(3) 疑似症患者及び無症状病原体保有者に対するこの法律の適用

イ 疑似症患者を患者とみなす二類感染症として、鳥インフルエンザ(H5N1)を定めること。(令第4条関係)

ロ 新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって新型インフルエンザ等感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、法の規定を適用すること。(法第8条第2項関係)

ハ 新型インフルエンザ等感染症の無症状病原体保有者については、新型インフルエンザ等感染症の患者とみなして、法の規定を適用すること。(法第8条第3項関係)

2 感染症に関する情報の収集及び公表

(1) 医師の届出、獣医師の届出並びに感染症の発生の状況、動向及び原因の調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。(法第12条、第13条及び第15条関係)

(2) 法第13条第1項の規定に基づき、獣医師が届出を行わなければならない感染症及び動物として、次に定めるものを追加すること。(令第5条関係)

イ 鳥インフルエンザ(H5N1) 鳥類に属する動物

ロ 新型インフルエンザ等感染症 鳥類に属する動物

3 検疫所長との連携

(1) 都道府県知事は、検疫所長から新型インフルエンザ等感染症の病原体に感染したおそれのある者について通知を受けたときは、当該者に対し、検疫所長が

定めた期間内において、健康状態について報告を求め、又は当該都道府県の職員に質問させることができるものとする。 (法第15条の3第1項関係)

なお、当該通知を都道府県知事が受けた場合や7(2)の要請等を行う場合には、対象者の居住する市町村に対して、①当該市町村内に新型インフルエンザに感染したおそれのある者が存在すること、②当該者について想定されている潜伏期間、③当該者について都道府県知事が行った対応及び担当窓口等について情報提供すること等により、現場における市町村との必要な連携が十分に図られるよう配慮すること。

- (2) 都道府県知事は、(1)の報告又は質問の結果、健康状態に異状を生じた者を確認したときは、直ちにその旨を厚生労働大臣に報告するとともに、当該職員に当該者その他の関係者に質問させ、又は必要な調査をさせることができるものとする。 (法第15条の3第2項関係)

厚生労働大臣への報告については、当該者の氏名、国内における居所及び連絡先、健康状態及び当該者について通知した検疫所長の氏名につき行うものとする。 (規則第9条の4関係)

- (3) 都道府県知事は、(2)の質問又は必要な調査の結果を厚生労働大臣に報告しなければならないこととする。 (法第15条の3第3項関係)

厚生労働大臣への報告については、法第15条の3第2項の質問又は必要な調査のうち、感染原因等、感染症のまん延の状況その他の事情を考慮して重要と認めるものについて行うものとし、規則第8条第2項に規定する物件を添付するものとする。 (規則第9条の5関係)

#### 4 健康診断、就業制限及び入院

健康診断、就業制限及び入院の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。 (法第17条、第18条及び第26条関係)

また、鳥インフルエンザ(H5N1)及び新型インフルエンザについて、法第18条第2項の規定に基づく就業制限の対象となる業務は、飲食物の製造等の業務及び多数の者に接触する業務とし、それぞれ就業制限の期間を定めること。 (規則第11条第2項及び第3項関係)

#### 5 消毒その他の措置

感染症の病原体に汚染された場所の消毒、物件に係る措置、死体の移動制限等並びにそれらを実施するために必要な質問及び調査の対象に新型インフルエンザ等感染症を追加すること。 (法第27条、第29条、第30条及び第35条関係)